

事業の概要及び留意事項

担い手確保・経営強化支援事業	
事業内容	<p>地域計画が策定されている地域において、地域の中核となる担い手が、経営構造の転換・経営の発展を図ることを目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得・乾燥調製施設、集出荷施設、農畜産物加工施設などの施設の取得(耐用年数が20年以下のものに限る。)・ビニールハウスの整備
事業年度	令和7年度
助成対象者	目標地図に位置付けられた者のうち認定農業者、認定新規就農者等(目標地図に位置付けられることが見込まれる者を含む。)
補助率	<p>2分の1以内</p> <p>＜計算方法＞</p> <p>※次の①～③により算定した金額のうち、一番低い額が助成金額となります。</p> <p>①=事業費×1／2 ②=融資額 ③=事業費－融資額－地方公共団体等による助成額</p> <p>＜上限額＞</p> <p>法人3,000万円、個人1,500万円</p>
融資機関	農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県 ※融資を受けられない場合は、本事業の対象となりません。事前に金融機関に御確認ください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">◆要望にあたっては、特に以下の点を確認願います。<ol style="list-style-type: none">① 成果目標の達成は確実か。② 事業費が整備内容ごとに50万円以上であるか。例えば、トラクターとアタッチメントを導入する場合などは、それが50万円以上である必要があります。(注:入札減等により、結果的に50万円未満となった場合は補助対象外。)③ 耐用年数が概ね20年以下であるか。耐用年数20年超の建物は対象外。④ 運搬用トラック、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものではないこと。⑤ <u>機器等の単純更新ではないこと。</u>例えば、現有の60PSトラクターの代替として、事業で60PSトラクターを導入することはできません。また、経営の発展・拡大に真に必要な規格の機器等を選定する必要があります。(過剰投資は認められません。)◆市から県に補助金申請をし、交付決定を受けるのが3月末頃になる見込みのため、事業に着手できるのは4月以降になります。◆<u>国や県との手続きに時間を要し、機器等の導入が希望する時期より遅くなる場合がありますので、御留意ください。</u>◆<u>本事業は、現在、国で補正予算の可能性がある事業であり、事業が実施されない場合もあります。</u>

(裏面に続く)

成果目標	<p>事業承認の翌々年度に達成すべき目標を設定し、取組んでいただきます。(今回は令和9年度が目標年度)</p> <p>※目標を達成できない場合は、補助金の返還を求められる場合があります。</p>	
	【必須目標】	
	付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額－費用総額+人件費)の1割以上の拡大に取組む。
	【選択目標】	
	①経営面積の拡大	利用権の設定等、又は農作業の受託をして、現状より経営面積の拡大を行う。
	②農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質向上、新たな販売方式の導入による農産物の価値向上に取組む。または、輸出や、異分野の事業者との連携により農産物の新たな市場開拓に取組む。
	③農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う。(品目転換を行うことも含む)
	④農業経営の法人化	農業経営の法人化を行う。
	⑤青色申告の取組	青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。
	⑥環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減又は環境負荷低減事業活動実施計画もしくは特定環境負荷低減事業活動実施計画に認定を受ける。
	⑦農作業の共同化	自らの経営にかかる農作業について、ほかの農業者と共同して行う。
	⑧労働時間の縮減	省力化技術の導入、栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
	⑨輸出の取組	GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトへの登録を行い、農産物の輸出を行う(他者との連携による取組を含む。)。